

デイサービスセンターみょうぎ事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社妙義会が設置するデイサービスセンターみょうぎ・サテライト たかた（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔第1号通所事業〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔第1号通所事業〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔要支援状態〕の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護〔第1号通所事業〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第1号通所事業においては、要支援状態・総合事業対象者の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業所は、利用者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
4. 事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
6. 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
7. 指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族

に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターみょうぎ
所在地 富岡市妙義町上高田 639 番地
- (2) 名称 デイサービスセンターみょうぎ サテライトたかた
所在地 富岡市妙義町上高田 635 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) ①管理者 1名(常勤職員・サテライトと兼務)
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔第1号通所事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
通所介護従業者
- ②生活相談員 2名以上(サテライトと兼務)
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔第1号通所事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。
- ③介護職員 6名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- ④機能訓練指導員 1名以上(サテライトと兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。
- ⑤看護職員 1名以上(サテライトと兼務)
看護職員は、健康状態の確認・把握を行うとともに衛生管理等の業務・介護を行う。

(2) デイサービスセンターみょうぎ サテライトたかた

(2) ①管理者 1名 (常勤職員・本体と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔第1号通所事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

通所介護従業者

⑥ 生活相談員 2名以上 (本体と兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔第1号通所事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画 (通所型サービス個別計画) の作成等を行う。

⑦ 介護職員 2名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

⑧ 機能訓練指導員 1名以上 (本体と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

⑨ 看護職員 1名以上 (本体と兼務)

看護職員は、健康状態の確認・把握を行うとともに衛生管理等の業務・介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) デイサービスセンターみょうぎ

①営業日 365日営業

②営業時間 午前8時00分～午後5時00分とする。

③サービス提供時間 1単位 午前8時00分～午後5時00分

④延長サービス可能時間帯 提供後 午後5時00分～午後8時00分

(2) デイサービスセンターみょうぎ サテライトたかた

① 営業日 月曜から土曜

②営業時間 午前8時00分～午後5時00分とする。

③サービス提供時間 1単位 午前8時00分～午後5時00分

(指定通所介護〔第1号通所事業〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1日に通所介護サービスを提供する利用定員は、58名とする。

(本体40名、サテライトたかた18名)

(指定通所介護〔第1号通所事業〕の内容)

第8条 指定通所介護〔第1号通所事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス
- (8) グループ活動(介護予防) など

(利用料等)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2. 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、富岡市・安中市の算定基準要領によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。
3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う費用として1キロメートルごとに30円を徴収する。
4. 食事の提供に要する費用については、650円(おやつ代含む)を徴収する。
5. おむつ代については、1枚50円~200円を徴収する。
6. 利用時間延長の場合、9時間を超える1時間ごとに50円を徴収する。
7. その他、指定通所介護〔第1号通所事業〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

8. 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
9. 指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意を得るものとする。
10. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。
11. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔第1号通所事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔第1号通所事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の指定通所介護事業の実施地域は、富岡市と安中市の区域とする。

2. 通常の第1号通所事業の実施地域は、富岡市と安中市の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を適宜開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は指定通所介護〔第1号通所事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔第1号通所事業〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2. 気分が悪くなった時には、速やかに申し出ること。
3. 他の利用者などの迷惑となる行為又は適切な運営に支障をきたすような行為は厳に慎むこと。
4. 送迎の時間に遅れた場合には、送迎サービスが受けられない場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 従業者は、指定通所介護〔第 1 号通所事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔第 1 号通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
4. 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔第 1 号通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、指定通所介護〔第 1 号通所事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した第 1 号通所事業に関し、介護保険法第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険

団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業者は、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 18 条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第 19 条 ハラスメント対応としての取り組み

当事業所は、特定非営利活動法人妙義会、株式会社妙義会と常に情報を共有し、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ

つ、以下のハラスメント対策に取り組んでいます。

- (1) 事業者としての基本方針の決定
- (2) 報告・相談しやすい窓口の設置
- (3) PDCA サイクルを応用した対策等の更新

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 21 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を持ち、適宜実施していくものとする。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害

されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5. 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社妙義会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- ◆ この規程は、平成28年2月1日から施行する
- ◆ この規定は、平成28年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、平成29年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、平成29年12月1日から施行する
- ◆ この規定は、平成30年3月1日から施行する
- ◆ この規定は、平成30年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、平成31年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、令和2年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、令和3年4月1日から施行する
- ◆ この規程は、令和3年12月1日から施行する
- ◆ この規程は、令和4年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、令和5年5月1日から施行する
- ◆ この規定は、令和7年4月1日から施行する
- ◆ この規定は、令和8年4月1日から施行する